

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年1月21日 06時40分ごろ
発生場所	山口県萩市見島北北西方沖 見島北灯台から真方位330° 7.9海里（M）付近 （概位 北緯34° 54.7′ 東経131° 03.0′）
事故の概要	漁船第一実照丸は、西南西進中、また、漁船晴福丸は、北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年1月28日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第一実照丸、19トン FK2-2403（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 晴福丸、6.6トン YG2-7846（漁船登録番号）、個人所有 第291-37466号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷中央部自動いか釣り機に凹損 B 右舷船首部錨台に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A 船は、船長Aほか2人が乗り組み、法定灯火を表示し、いか釣り漁の目的で自動操舵により、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で西南西進中、船長Aがレーダー上で左舷船首方約3MにB船を認め、B船との接近を避ける目的で、針路を約10°右舷方に向けた。 船長Aは、この針路であればA船がB船の前路を通過してB船と衝突することはないと思い、船首方に意識を向け、同じ針路、速力で航行を続けていたところ、B船が接近していることに気付かず、A船の左舷中央部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、漁場に向けて自動操舵により、約9knの速力で北西進中、船長Bが、船室で食事の準備をしていたところ、衝撃を感じて操舵室に上がり、A船と衝突したことを認識した。 船長Bは、出航して漁場に向かう間の海域でふだん他船を見かけておらず、また、周囲に船舶が見当たらない場所では、自動操舵で航行

	<p>しながら船室で食事の準備をすることがあった。</p>
分析	<p>A船は、自動操舵で西南西進中、船長Aが、B船を認め、右舵をとって針路を約10°右舷方に向けたのち、A船がB船の前路を通過して衝突することはないと思い、船首方に意識を向け、同じ針路、速力で航行を続けたことから、B船が接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漁場に向けて自動操舵で北西進中、船長Bが、前路に他船はいないと思い、船室で食事の準備をしながら航行を続けたことから、A船に接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、出航して漁場に向かう間の海域でふだん他船を見かけていなかったことから、今回も前路に他船はいないと思ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が自動操舵で西南西進中、B船が自動操舵で北西進中、船長Aが、B船を認め、針路を約10°右舷方に向けたのち、A船がB船の前路を通過して衝突することはないと思い、船首方に意識を向け、同じ針路、速力で航行を続け、また、船長Bが、前路に他船はいないと思い、船室で食事の準備をしながら航行を続けたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、接近する他船を認めた時は、余裕のある時機に変針するとともに、他船と衝突することはないと思わず、他船への見張りを継続するとともに、衝突の恐れがある場合は回避措置をとること。 ・船長は、航行中、他船を見かけなくても操舵室から離れることなく、常時適切な見張りを行うこと。